

経営基盤強化計画の廃止について

- 主務大臣が経済的環境の著しい変化等により業況が悪化している業種を「特定業種」(※)として指定。
- 特定業種に属する組合等が構成員たる中小企業者の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を図るために作成した「経営基盤強化計画」を主務大臣から承認を受けると、信用保証・税の支援策(中小企業信用保険法の特例措置)の利用が可能となる。
- 平成14年3月に酒類卸売業が政令指定を受けた後指定される業種はなく、新たな計画承認も8年間行われていない。
- このため、近年の活用実績を踏まえ、本計画の必要性が薄れてきていると判断し、政策資源の重点化を図る観点から、経営基盤強化計画制度について廃止することとした。

※特定業種：

- ・ 事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており、競争条件、貿易構造、原材料の供給事情など、経済的環境の著しい変化による影響を受け、事業の生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であって、政令で指定するもの。
- ・ 現在までに指定されたのは以下の4業種。
 - ①清酒製造業、②電気めっき業、③船舶・船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業、④酒類卸売業